

商 品 名 (愛 称)	定期積金(車検専用積金「ピットイン」)
販 売 対 象	・個人の方(個人事業主の方を含む)
期 間	・6ヶ月以上5年以下 満期月を車検月または自動車購入予定月として自由に設定できます。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・定期的に掛金の払込みができます。 ・5,000 円以上 ・1,000 円単位
払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・固定金利 ・契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を 100 円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	・平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (なお、マル優は利用できません。)
手 数 料	—
付 加 で き る 特 約 事 項	・金利割引について(カーローンの申込み時) 本積金を6か月以上掛け込み実績のある方で、当金庫のカーローンをご利用の方に通常の適用金利の他にさらに 0.1%金利を割引させていただきます。 本積金1件につき、カーローンの金利割引の適用は1件とさせていただきます。 同居のご家族の方がカーローンのお申込みでも金利割引は適用させていただきます。 ・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに 0.7% 上乗せした利率) ・普通預金からの自動振替による受入れができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・満期日前に解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率により計算した利息とともに支払います。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する満期繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 なお、カーローンのお申込みに際しましては、当金庫所定の審査をさせていただきます。
預金保険について	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

商 品 名 (愛 称)	定期積金(車検専用積金「ピットイン」)																																
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室(9時～17時):電話(0855-22-1851)へお申し出ください。</p> <p>* お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。</p> <p>当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。</p> <table border="1" data-bbox="544 730 1291 1086"> <thead> <tr> <th colspan="2">全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住 所</td> <td>〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3517-5825</td> </tr> <tr> <td>受付日 時 間</td> <td>月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>受付媒体</td> <td>電話、手紙、面談</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p> <table border="1" data-bbox="368 1375 1466 2047"> <thead> <tr> <th colspan="4">東京三弁護士会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>名 称</th> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> </tr> <tr> <th>住 所</th> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> </tr> <tr> <th>電話番号</th> <td>03-3581-0031</td> <td>03-3595-8588</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> <tr> <th>受付日 時 間</th> <td>月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00</td> <td>月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00</td> <td>月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table>			全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)		住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	電話番号	03-3517-5825	受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00	受付媒体	電話、手紙、面談	東京三弁護士会				名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00
全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)																																	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7																																
電話番号	03-3517-5825																																
受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00																																
受付媒体	電話、手紙、面談																																
東京三弁護士会																																	
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター																														
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3																														
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249																														
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00																														

商 品 名 (愛 称)	定期積金(車検専用積金「ピットイン」)
	<p>東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。</p> <p>なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/)をご覧ください。</p> <p>(1)現地調停</p> <p>東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。</p> <p>例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>(2)移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>

日本海信用金庫